

佐倉市条例第 号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職職員の給与に関する条例(昭和32年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第20条の3第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条」に改める。

(佐倉市行政手続条例の一部改正)

第2条 佐倉市行政手続条例(平成9年佐倉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(佐倉市手数料条例の一部改正)

第3条 佐倉市手数料条例(平成12年佐倉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「市長」の次に「(別表第1の135の項の手数料を徴収する場合にあっては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他同法の規定を準用する法律に規定するもの)」を加える。

別表第1中

「

135	その他の証明			1通につき 300円
		備考 1通が2枚以上にわたるものについて		

		ては、1枚を超え1枚を増すごとに100円を加算する。
--	--	----------------------------

」を

「

135	不服申立てに係る提出書類等の写し等の交付	不服申立てに係る提出書類等の写し等の交付手数料	用紙に白黒で複写し、又は出力する場合	用紙1枚につき10円
			用紙にカラーで複写し、又は出力する場合	用紙1枚につき50円
<p>備考</p> <p>1 両面に複写し、又は出力する場合は、片面を1枚として算定する。</p> <p>2 用紙は、原則として日本工業規格A列3番までのものを用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。</p>				
136	その他の証明			1通につき300円
		備考 1通が2枚以上にわたるものについては、1枚を超え1枚を増すごとに100		

		円を加算する。
--	--	---------

」に

改める。

附 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。